≪政務活動費の支出内容の見直し等≫

【制度の現状】

- 一定の制限があるものの、飲食に関する経費(会議の弁当代や宿泊に伴う食事代など)の支出が認められている。
- 実費弁償とはみなされない恐れのある経費(同一生計者が所有する事務所費など) の支出が認められている。
- 会派から要望のある政務活動費の新たな活用事項に対応する使途基準の定めがない。

【課題】

- 政務活動費のより適正な執行に向けた使途基準の見直しの検討
- 政務活動費の新たなニーズに対応するための使途範囲の拡大に係る検討

【協議が必要な事項 (論点整理)】

1 より適正な執行に向けた対応

- (1)飲食経費への支出のあり方
 - ▶ 対象とする範囲(会議費、宿泊費など)をどのように定めるか
- (2) 人件費や事務所費に対する支出の適正化
 - ▶ 支出対象をどのように見直すか

人 件 費:配偶者や被扶養者などの同一生計者の雇用人件費への支出 等

事務所費:同一生計者や自らが代表・役員を務める法人の所有物件への支出等

※会派が借上げる場合の取扱いを含めて検討

2 使途範囲の拡大に向けた対応

▶ 会派からの要望を踏まえて新たな使途項目についても追加すべきか。

(例示)・社会保険労務士等の専門家に人件費の事務処理を依頼する場合の経費

政務活動費の会計業務に従事する職員の人件費

⇒1、2について、会派間で合意が整ったものから「手引」の改正で対応するか